

学校法人電波学園 役員退職慰労金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は退職した理事長、学園長、理事及び監事（以下役員という。）に支給する退職慰労金について定める。

(退職慰労金の算出)

第2条 退職慰労金は、退任時の前年度総報酬年額の1/2分の1を平均報酬月額とし役員在任年数を乗じ、更に次の各号に掲げる最終役位係数を乗じて得た額とする。

一 理事長	4.0
二 学園長	3.0
三 理事	2.5
四 監事	2.0

2. 役員の在任年数は、1ヶ年単位とする。ただし、端数があるときは月割りとし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

3. 役員が在任中に死亡又は、やむを得ない事情により退職したときは、在任中の残存期間は、在職月数に加算する。

(特別功労金)

第3条 特に功労顕著と認められる役員に対しては、理事会の議決を経て、特別功労金を支給することができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は理事会の議を得て理事長が定める。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 理事長が学園長を兼任している場合は、理事長の役員退職時に支給される退職慰労金には、これまでの学園長在任に対応する退職慰労金も含まれているものとし、今後、学園長の役員在任年数は、理事長退職月以降の起算とする。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年9月26日から施行し、令和2年7月1日から適用する。